

資料編

1. 前期5年間の総括

前期の4つの基本的な柱に沿って、「基本的な柱」、「基本的な施策の方向」の順に成果と課題を整理しました。

基本的な柱 1 子ども・若者の健全育成活動の推進

成果	<ul style="list-style-type: none">・青少年育成団体の活動支援や市民への多面的な意識啓発をはじめ、各小中学校区青少年健全育成会への支援などを通して、児童生徒に対し地域の実情に応じた健全育成を図りました。・野外教育施設において、自然体験プログラムの内容と情報発信を強化・充実するとともに、平成26年度からは、新たな交流体験学習活動を開催し、参加者の増加を図りました。
課題	・核家族化や高齢化、地域の間人関係の希薄化などにより、家族や地域での子育て力が低下している中、家庭、地域、学校、青少年団体などと連携し、非行防止活動の啓発や情報モラル向上の取り組みが必要となっています。

1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

【施策の基本方針】

○心の教育の充実

成果	<ul style="list-style-type: none">・「豊橋・学校いのちの日」を制定し、教師と子どもたちが「いのち」の大切さについて考える取り組みを行いました。・思春期の若者に対し、出前講座、訪問授業などを通じて性に関する知識を学ぶ機会を設け、性に対する意識啓発を行いました。
課題	・いのちを大切に、他人を思いやる心の醸成、道徳教育や人権教育の推進が必要です。

○健やかな体の育成

成果	<ul style="list-style-type: none">・たばこの害に関するポスターを中学生などに配布するとともに、防煙リーフレットを小学生に配布し、健康被害防止の啓発を行いました。・小中学校保健委員会や出前講座を通じて、子どもや保護者への心の健康や薬物乱用などに関する健康教育に努めました。
課題	・子どもが日ごろから体を動かし、運動に親しむ環境の整備と、基本的な生活習慣の育成が必要です。

(2) 社会の変化に対応できる力の養成

【施策の基本方針】

○確かな学力の確立

成果	・豊かな人間性と確かな学力の育成を目指し、小中一貫教育について調査・検討を行うとともに、一部の小学校高学年において教科担任制を導入しました。
課題	・子ども一人ひとりの成長の芽を引き出すことができる、個に応じた教育が必要です。 ・教育に対するニーズは多様化しており、質の高い教育を支えるため、継続的に学習環境の向上を図る必要があります。

○時代の変化への対応

成果	・本市独自の「英会話のできる豊橋っ子育成プラン」の取組みにより、英語運用能力を身につけ、臆することなく外国の人々とコミュニケーションを図ることのできる子どもの育成を行いました。 ・ESD [※] ユネスコ世界会議の開催をきっかけとして、市内小中学校全校がユネスコスクールに加盟し、環境・国際理解・防災など各校の特色に応じた教育活動の一層の充実を図りました。
課題	・情報教育、国際理解教育、環境教育のほかに、郷土を愛し、郷土に誇りをもつことができるよう、郷土学習を推進する必要があります。

○生き方教育の推進

成果	・児童生徒一人ひとりが勤労観や職業観、生きる力を身につけ、社会人、職業人として自立するため、平成24年度に「豊橋こどもキャリアプログラム」を策定し、職場体験学習(中学校2年生)やいきいき体験学習(小学校3年生)を核として、小中学校の9年間を通じた「キャリア(生き方)教育 [※] 」を推進しました。
課題	・引き続き、小学校、中学校の各段階に応じたキャリア(生き方)教育 [※] を進める必要があります。

(3) 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

【施策の基本方針】

○青少年団体への支援

成果	・青少年育成団体への加入率向上のため、広報とよはしへ団体募集記事を掲載するとともに、周年事業や全国大会に際し、補助金交付や周知を図るなど活動促進に努めました。
課題	・核家族化や高齢化、地域の間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している中、青少年団体への加入者数は年々減少傾向にあるため、活動の有効性などの周知を図るとともに、加入者増への取組みを支援する必要があります。

○地域の健全育成活動の推進

成果	・自治会や健全育成会、おやじの会などの地域ボランティア団体が企画する子ども・若者の健全育成に関わる事業の活動を支援してきました。
課題	・今後より一層の地域の健全育成活動を推進するため、青少年健全育成会や地域コミュニティ活動を支援する環境づくりが必要です。

2 子ども・若者ととともに育ち合う地域社会づくりの推進

(1) 家庭の教育力の向上

【施策の基本方針】

○家庭教育への支援

成果	<ul style="list-style-type: none">・地区市民館での講座のほか、学校や企業と連携して講演会を実施したことにより、家庭教育に関する学習の機会を増やすことができ、家庭内における教育力の向上や、同年齢の子を持つ親の情報交換や交流の促進を図りました。・両親が協力して子育てができる父親参加型の講座を開催することで、家庭教育の向上を図ることができました。・明るい家庭づくり推進大会を開催し、作文・壁新聞の優秀作品の表彰などを行い、「家庭の日[※]」の啓発に努めました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・家庭の教育力の向上のため、家庭教育の重要性の意識を高めるとともに、子育て支援活動と連携しながら、多様な家庭教育に関する学習機会のより一層の充実を図る必要があります。

○地域による子育て支援

成果	<ul style="list-style-type: none">・0～3歳児とその保護者の交流や相談などを行う「つどいの広場[※]」を開設し、子育てに関する不安等の解消に努めました。・こども未来館では子育ての知識と経験を有する保育士を配置し、子育てに関する相談を行い、子育てによるストレス等の軽減に努めました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・子育てに関する様々な不安に適切に対応するため、相談窓口の充実とともに、切れ目のない子育てを地域全体で支える体制が必要です。

(2) 地域の教育力の向上

【施策の基本方針】

○学校と地域との連携

成果	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の知識や経験を学校教育に活かし、地域と一体となった教育環境を整えるため、地域教育ボランティアと連携した教育活動を実施するとともに、地域住民参加型地域教育ボランティア研修会を開催し、学校と地域の積極的な情報交換を支援することができました。・「地域教育リーダー養成事業[※]」において、地域の教育活動の指導的立場となる人材育成、発掘の促進を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・地域教育ボランティア制度と連携した地域の教育活動の指導的立場となる人材の育成をさらに図っていく必要があります。

○子ども・若者の育成活動の促進と交流を促す情報提供

成果	<ul style="list-style-type: none">・青少年団体の活動を促進するため、事業の共催、補助金を交付するなどの支援を行いました。・青少年教育施設において、青少年の健全育成に資する体験活動講座を開催するとともに、指導者養成、派遣事業を実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・青少年団体への加入者数は年々減少傾向にあるため、活動の有効性などの周知を図るとともに、加入者増への取組みを支援する必要があります。

○体験活動の促進

成果	<ul style="list-style-type: none">・少年自然の家において、平成25年度に自然体験プログラムの内容の充実と情報発信を強化するとともに、平成26年度からは、新たな交流体験学習活動を開講し、参加者数が増加しました。・こども未来館や交通児童館では、子どもの好奇心や想像力を育む体験活動を行いました。・地域いきいき子育て促進事業を実施し、校区における様々な体験活動機会を提供し、地域教育力の向上に努めました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアや指導者を育成し、体験活動機会をさらに拡充していく必要があります。・市民自らが学んだ成果を発揮できる生涯学習活動を促進するとともに、地域において指導的立場となる人材の育成を進め、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりを推進する必要があります。

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

【施策の基本方針】

○インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

成果	・平成26年度に豊橋市小中学校PTA連絡協議会と協力し、インターネットトラブル防止のためのガイドラインを策定するとともにPRカードやポスターを配布したほか各小中学校において児童生徒、保護者の指導・啓発に努めました。
課題	・今後も情報モラル向上 [※] に向けて、様々な機会を捉え、子どもだけでなく保護者などにも啓発していく必要があります。

○有害環境対策の推進

成果	・有害図書類の自動販売機などの監視を図るため巡回を強化するとともに、ゲームセンターや協力店等の協力を得ながら、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動に取り組みました。
課題	・少年愛護センターを中心とした地域合同補導など、警察などと連携した有害環境対策を継続してすると同時に、JKビジネス [※] 規制の啓発活動に取り組む必要があります。

○薬物乱用等の防止対策の推進

成果	・薬物乱用等防止に関するテーマで市民向けに講習会を開催するなど、意識啓発に取り組みました。 ・危険ドラッグに関する知識や危険性について、各種団体と協働で啓発活動に取り組みました。
課題	・学校や地域において、薬物乱用防止教室の充実や啓発を引き続き行う必要があります。

○地域防犯活動の推進

成果	・防犯教育講座の開催や安全安心情報「豊橋ほっとメール」の配信を通じて、地域防犯団体をはじめ市民への情報提供に努めました。 ・子ども見まもり隊など自主防犯団体への支援を行うとともに、警察と常に情報交換を行い、刑法犯罪の減少に努めました。
課題	・自主防犯活動への参加者が、減少傾向であることから、防犯活動の活発化を図る必要があります。 ・子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、防犯教育を強化するとともに、安全・安心に関わる情報発信をするなど、学校、地域、警察などが一体となって、犯罪等から守るための体制の整備、充実を図る必要があります。

○交通事故防止活動の推進

成果	・交通事故の減少を図るために、交通ルールとマナーを身につける教室を開催しました。 ・保育園、幼稚園では交通安全体験教室、小学校入学時には道路の歩き方などの交通安全巡回教室、小中高校では自転車安全利用に関する教室などを開催しました。
課題	・小学校高学年、中学生を対象にした自転車教室については、実施校の増加を図る必要があります。

○要保護児童等への支援の充実

成果	・豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会 [※] を中心に関係機関の連携と情報共有を図り、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めました。
課題	・児童相談所と協力するとともに、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会 [※] を中心に、関係機関が連携して要保護児童等を継続的に支援し、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止への取組みを強化します。 ・関係機関や関係者の資質向上を目指し、各種研修を引き続き実施する必要があります。

○自殺対策

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の一環として、平成 21 年度から国の基金等による「地域自殺対策緊急強化事業」を開始し、平成 27 年度からは「愛知県地域自殺対策強化事業」を行っています。 ・臨床心理士による相談事業や人材育成として関係職員を対象にゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）の研修を実施しました。また、街頭や高校・大学で啓発活動等を行い、うつ、自殺予防の啓発を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いまだ 20 歳代の死因の半数を自殺が占めていることから、引き続き、若者に対する自殺対策が必要です。

基本的な柱 2 自立に困難を抱える若者への支援の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度まで厚生労働省認定事業である「とよはし若者サポートステーション[※]」に相談窓口を併設していましたが、増加する相談に対応するため、平成 25 年度に「子ども・若者総合相談窓口」を独立させ相談業務を拡充した結果、支援により自立した子ども・若者の人数が、平成 24 年度の 106 人から平成 25 年度は 131 人へと増加しました。 ・社会的に自立に困難を抱える子ども・若者に対する全国初の広域連携の取組みである「三遠子ども・若者支援ネットワーク会議」を立ち上げ、市域を越えた支援体制を構築しています。 ・平成 26 年度に、子ども・若者総合相談窓口相談員を 1 名増員したことにより、相談対応が平成 25 年度の 1,371 件から平成 26 年度は 1,914 件へと増加しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子ども・若者の早期発見、早期支援のために、関係支援機関との連携を一層強化する必要があります。

1 困難な状況への支援の充実

(1) 障害のある子ども・若者への支援

【施策の基本方針】

○療育・教育に関する支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月に豊橋市立くすのき特別支援学校[※]を開校し、東三河地域における知的障害のある児童生徒の教育環境の向上を図りました。 ・こども発達センター[※]では、未就園児または幼稚園、保育園、認定こども園に入所している概ね 3 歳までの発達が心配な児童に対し親子通園事業や、在宅の重症心身障害児を対象に重症心身障害児通園事業などを実施しました。 ・豊橋市障害者自立支援協議会こども専門部会を年 2 回開催し、保健・医療・福祉・教育の関係機関で、障害児やその家族のための支援について情報交換や、療育支援体制の検討を行ったほか、事業所連絡会を開催し、療育支援体制の充実を図りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が疑われる児童の早期受診ができる体制や、障害児保育の受け入れ先の確保、外国人の方への療育支援について検討していく必要があります。また、保護者への支援を図る必要があります。

○雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市障害者自立支援協議会の就労支援専門部会において、各相談機関、ハローワーク、特別支援学校との情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携を図りました。 ・障害福祉サービス事業所の就労支援スキルの向上へ向け、愛知障害者職業センターによる研修の実施や、事業所見学会の開催をし、障害福祉サービス事業所だけでなく、教育現場やハローワーク等にも就労支援スキルの向上への取組みを周知することで関係機関の連携を強め、就労支援体制の強化を図りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市立くすのき特別支援学校[※]をはじめとする東三河の特別支援学校との連携をさらに強め、障害福祉サービス事業の内容や、事業所での就職へ向けた支援について、より知ってもらう機会を設ける必要があります。 ・就職できる能力のある障害者が、就職への意欲を持ち、就職へ向けた支援につながるように、相談支援機関を始めとした関係機関と連携し、就労支援専門部会において取組みを検討していく必要があります。

○発達障害のある子ども・若者への支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達センターでは、専門医による診療や各種リハビリテーションを実施しました。 ・また、幼稚園、保育園、認定子ども園、小中学校への巡回相談を実施しました。 ・発達障害対応支援員の配置により、発達障害等個別の支援が必要な児童に、きめ細かな指導・支援をすることができ、学校生活にスムーズに適応させることができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園、認定子ども園、小中学校と引き続き連携する必要があります。

○自立と共生の地域社会づくり

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育支援や地域福祉啓発を目的に、小中学校に障害者を講師として派遣し、子どもたちが具体的な体験談などを聞く機会を設け、障害者や福祉に関する理解を深め、福祉に親しむ環境づくりを推進してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、小中学校で出前講座を実施し、障害者や福祉に関する理解を深め、福祉に親しむ環境づくりを推進する必要があります。

(2)少年非行の防止

【施策の基本方針】

○非行防止活動等の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区において、健全育成会、PTA、教員、民生委員などが一堂に会し合同補導を行い、情報交換を行う中で地域の状況を把握し、地域の状況に応じた非行防止活動を行ってきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、学校、各種団体等と連携を密にしながらか非行防止活動を継続して実施していく必要がありますが、今後は非行を事前に予防するための取り組みが必要です。

○非行防止のための啓発活動の推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年健全育成のつどい[※]」において、善行・功労者表彰を行うとともに健全育成に資する講演会を開催し、青少年の健やかな育成・非行防止についての意識の醸成を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健やかな育成・非行防止の機運を高めるため、引き続き、啓発活動を実施していく必要があります。

○立ち直り支援活動の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の非行防止と立ち直りについて考え、明るい地域社会づくりを推進するため、保護司会や更生保護女性会等と連携して“社会を明るくする運動”の啓発活動を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会や更生保護女性会等が行う立ち直り支援活動に対し必要な協力を行っていく必要があります。

(3)いじめ等の問題行動、不登校への対応

【施策の基本方針】

○相談・指導体制の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合相談窓口を設置し、困難を抱える子ども・若者やその家族の相談支援体制を整備してきました。 ・「子ども・若者総合相談窓口」は、平成 24 年度まで厚生労働省認定事業である「とよはし若者サポートステーション[※]」に併設していましたが、平成 25 年度に、子ども・若者総合相談窓口を独立させ相談業務を拡充したことにより、平成 24 年度の 106 人から平成 25 年度は 131 人へと増加しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係機関、支援団体等と連携を図りながら、早期対応が必要です。

○義務教育終了後の継続的な支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋高等学校や家政高等専修学校において、新たに心理カウンセラーを配置し、多様な生徒の心のケアを図りました。また、キャリア教育研修を開催し、進路決定や就職活動に向けた支援を行ったことで、地域社会に求められる人材育成を図ることができました。 ・「子ども・若者総合相談窓口」では、義務教育終了後の相談先として、ひきこもり、ニート等の対応に努めてきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋高等学校や家政高等専修学校において、進学・就職率が伸び悩んでいます。生徒一人ひとりの個性などを把握したうえで、さらなる就職支援の実施を行い、進学・就職率の上昇につなげる必要があります ・困難を抱える若者が、「子ども・若者総合相談窓口」や「とよはし若者サポートステーション」を利用できるよう、さらに周知を図る必要があります。

(4)ひきこもりに対する支援

【施策の基本方針】

○多面的で包括的な支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊橋市子ども・若者支援地域協議会[※]」において「子ども・若者総合相談窓口」を中心に教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関、民間支援団体が連携して包括的な支援を行う体制を構築しました。 ・保健所・保健センターではひきこもりで悩んでいる家族を対象とした交流会やひきこもりに関心のある市民を対象に講演会を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者総合相談窓口」を中心に、関係機関が連携する制度は整いましたが、困難を抱える若者が相談に来るまでに時間がかかるケースがあることから、誘導の方法に工夫が必要です。

(5)ニート(若年無業者)・フリーターに対する支援

【施策の基本方針】

○就業等に向けた支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省認定事業「とよはし若者サポートステーション[※]」において、ハローワークと連携した就労支援を実施しており、市でも広報啓発などに協力支援しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ハローワークや「とよはし若者サポートステーション[※]」による職場定着支援活動につなげていく必要があります。

○職場適応と定着化の促進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後、若者が早期に離職するのを防ぐため、「とよはし若者サポートステーション[※]」の相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を進めています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ハローワークや「とよはし若者サポートステーション[※]」による職場定着支援活動につなげていく必要があります。

○高校との連携

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合相談窓口支援相談員を中心に豊橋市子ども・若者支援地域協議会の関係機関である高等学校との連携を図るとともに、支援機関フォーラムや定時制・通信制高等学校説明会を開催する中で、連携体制を強化してきました。 ・「とよはし若者サポートステーション[※]」の活動や連携推進のため、近隣の高校への訪問を実施してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中退のおそれのある高校生を、「子ども・若者総合相談窓口」での相談活動を通してサポートしていく必要があります。

(6)外国人の子ども・若者への支援

【施策の基本方針】

○教育の充実

成果	<ul style="list-style-type: none">・公立小学校入学前に児童がスムーズに学校生活に馴染めるようにするため、集住地区の自治会やNPO[※]等との連携により小学校生活に必要な生活習慣や日本語などを教えるプレスクールを実施したほか、市内の不就学外国人児童生徒に対し、円滑な学校生活の移行を目的として、日本語指導や教科指導など日本の生活に適応させるため、虹の架け橋教室を実施しました。・外国人児童生徒教育では、外国人児童生徒教育相談員・外国人児童生徒対応スクールアシスタント[※]・登録バイリンガルボランティア[※]等の人的支援を行うとともに、教員研修の充実に努め、外国人児童生徒の学校生活適応指導や日本語指導を充実させることができました。・豊橋高等学校において、ポルトガル語の通訳や翻訳ができる支援員を配置し、多数在籍する外国人生徒の学習を支援することができました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・フィリピン等のアジア系外国人児童生徒が急増しているため、児童生徒の分散化・多言語化に対応する体制整備の必要があります。

○就労への支援

成果	<ul style="list-style-type: none">・国や県との連携により、就労支援に関わる情報提供や講座を実施しました。・市と国際交流協会による各種セミナーなど、就業環境改善のための事業を実施しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">・外国人の若者が、安定した職業生活を営むことができるよう、NPO[※]や関係機関と連携し、職業能力の向上に向けた取組みを推進する必要があります。・市内の職業紹介の機会や労働条件などについての相談の機会を提供し、就業の促進を図ります。・就業環境の改善や、必要な日本語力獲得に関わる支援など、関係団体と連携しながら継続した取組みが必要です。

2 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実

【施策の基本方針】

○困難を抱える子ども・若者に対する包括的な支援

成果	<ul style="list-style-type: none">・「子ども・若者総合相談窓口」を開設し、相談・支援体制の整備を進めてきました。また、相談を受け、支援計画を作り、必要に応じて関係機関に支援を依頼し、就労・進学に結びつくような対応に努めてきました。・平成 26 年度に、子ども・若者総合相談窓口相談員を 1 名増員し、相談件数が平成 25 年度の 1,371 件から平成 26 年度は 1,914 件へと増加しました。
課題	<ul style="list-style-type: none">・困難を抱える子ども・若者への効果的な支援を実施できるよう早期発見・早期対応が必要になります。このため、高等学校との連携を深めたり、ユースアドバイザーを活用し、地域から「子ども・若者総合相談窓口」への誘導ができるように引き続き整備を進めていく必要があります。

基本的な柱 3 放課後児童の居場所づくりの推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ未設置校区や利用希望者が多い校区へ公営児童クラブの新規開設を行い、共働きなどで昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成及び、その保護者への支援を行うことができました。 ・平成 25 年度に、一部の放課後子ども教室について、週 2 週間の開催から週 4 回へ拡大し、学校と連携した児童の健全育成の充実を図ることができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や共稼ぎ家庭の増加などにより、昼間保護者がいない家庭の児童の居場所づくりを推進する必要があります。 ・子ども・子育て支援新制度の開始により放課後児童クラブ[※]の年齢対象が拡大されたことに伴い、利用対象児童が増加したため、不足する施設の整備や支援員を確保する必要があります。 ・安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民との交流活動等の取組みを行うため、放課後子ども教室[※]の設置を進めていますが、地域の運営スタッフを確保する必要があります。 ・国が推進する「放課後子ども総合プラン」による一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室[※]の計画的な整備の必要があります。

1 放課後留守家庭児童の居場所づくりの推進

【施策の基本方針】

○公営児童クラブの拡充

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ未設置校区への新規開設や、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブ[※]の対象年齢が小学校 6 年生まで拡大されたことに伴い、利用者ニーズ等を踏まえた利用推計を基に、児童クラブの増設を行いました。また、以前より要望が多かった開設時間の延長利用を全公営児童クラブで午後 7 時まで拡大し、「小 1 の壁」の是正に取り組みました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の開始により対象年齢が拡大され、利用対象児童数の増加が予想されるため、不足する施設の整備や、支援員(指導員)の確保が必要となります。

○民営児童クラブへの支援の拡充

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・民営児童クラブ運営費に対する補助金の交付や、民営児童クラブ利用者の利用料助成の対象を小学校 6 年生までに広げ、公民格差の是正を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に伴う改修や建替えに対する対応や、省令基準で規定された児童クラブ開設中における支援員(指導員)の確保が必要となります。

2 すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりの推進

【施策の基本方針】

○放課後子ども教室の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に、一部の放課後子ども教室について、週 2 回の開催から週 4 回へ拡大し、学校と連携した児童の健全育成の充実を図ることができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室設置への地域からの新規ニーズは低く、放課後子ども教室[※]の目標設置か所が 8 か所に対し 6 か所に留まっています。 ・放課後子ども教室[※]の設置を進めていますが、そのためには地域の運営スタッフを確保する必要があります。

基本的な柱 4 子ども・若者の育成施設の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度より、青少年センターに指定管理者制度を導入し、効率的な運営及び団体のノウハウを生かした自主事業を実施することができました。 少年自然の家と野外教育センターの一体管理運営を行い、管理経費の削減及び業務の効率化を図るとともに、体験交流活動事業等を充実させたことから、市民の体験活動機会を増やすことができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成施設については、市民ニーズに応じた自然体験型事業を充実するとともに、青少年人口の減少を勘案しながら、施設の老朽化への対応や多目的化への検討を行う必要があります。

1 子ども・若者の居場所づくりの充実

【施策の基本方針】

○子ども・若者の居場所づくりの充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢での交流や体験活動を行う青少年団体を支援するとともに、青少年センターや少年自然の家などの施設において、レクリエーションリーダーやキャンプ指導員を養成し、野外活動や地域での交流時に派遣しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 休日の過ごし方の多様化など、社会情勢の変容により青少年団体活動への参加者が減少する中、リーダーや指導員の活躍する場所も減少傾向にあるため、学生ボランティアに活動への参加を促すなど、異年齢で交流できる機会の充実が必要となっています。

○高校生・大学生などの若者の活用促進

成果	<ul style="list-style-type: none"> 青少年センターで活動する青年団協議会への支援をするとともに、子ども・若者支援地域協議会において「若者のメンタルアップ部会」を設置し、「居場所」についての意識共有を図るなど、啓発について意見交換をしました。 また、野外活動施設において、サマーキャンプを青少年センター指定管理者と共催し、大学生・高校生ボランティアの積極的な参加を促しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後も様々な機会を通じて、若者の意見を聴取し事業に反映していく必要があります。

2 体験活動の場の充実

【施策の基本方針】

○自然体験や集団活動等を促進する施設の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度より青少年センターに指定管理者制度を導入し、運営団体のノウハウを生かした多様な体験機会を提供することができました。 少年自然の家と野外教育センターの一体管理運営を行い、管理経費の削減及び業務の効率化をはかるとともに、体験交流活動事業等を充実させたことから、市民の体験活動機会を増やすことができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 少年自然の家及び野外教育センターについては、低迷する冬季の施設稼働率向上のため、多様な利用方法を検討する必要があるほか、市民ニーズに応じた自然体験型事業をさらに充実させていく必要があります。

○子ども・若者関連施設との相互連携の推進

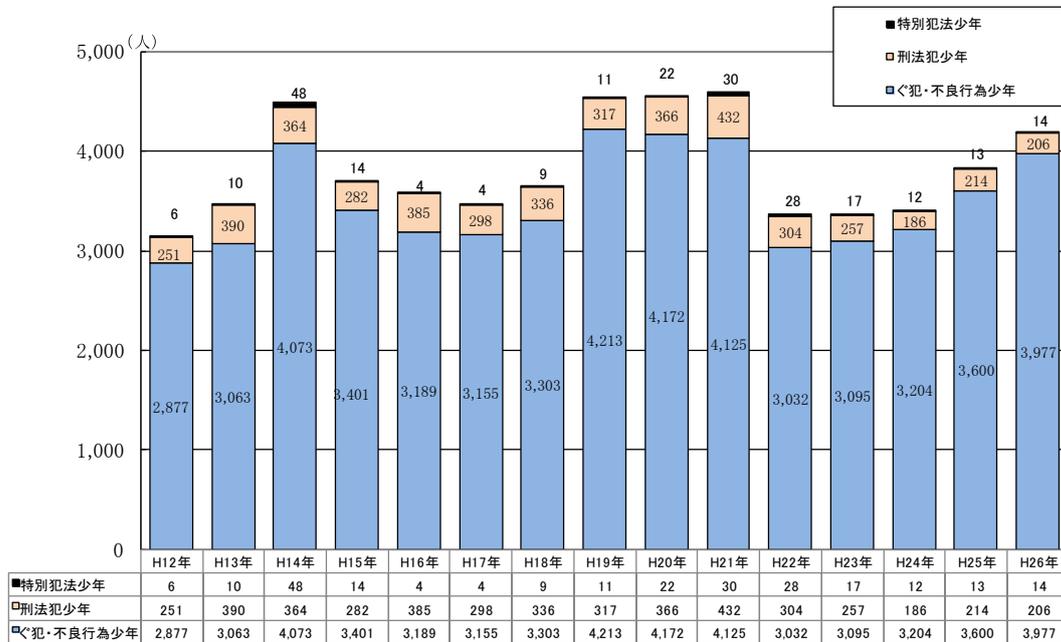
成果	<ul style="list-style-type: none"> 青少年センター指定管理者のノウハウを生かした防災キャンプを野外教育センターと共催するなど、相互連携により、体験活動機会の充実を図りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> こども未来館や勤労青少年ホーム、青少年センターなど関係施設間で情報交換・共有を図る必要があります。

目標指標実績の推移

指標	H21 (基準値)	H23	H24	H25	H26	H27 見込
基本的な柱 1						
青少年団体の加入率を高めます。(%)	67.9	57.8	50.3	41.0	40.7	41.3
子ども・若者の健全育成に資する講座、教室等の参加者を増やします。(人)	2,342	2,592	2,347	2,951	3,395	3,400
基本的な柱 2						
子ども・若者総合相談窓口での相談件数を増やします。(件)	491	1,171	1,614	1,371	1,914	2,000
社会生活に困難を抱える若者の就労・就学に結びつけた件数を増やします。(人)	25	80	106	131	145	150
基本的な柱 3						
放課後児童健全育成事業か所を 64 か所にします。(か所)	55	63	65	65	67	74
放課後子ども教室運営事業か所数を 8 か所にします。(か所)	5	6	6	6	6	6
基本的な柱 4						
青少年施設の年間総合利用者を増やします。(人)	78,762	82,105	90,421	82,829	77,458	80,000

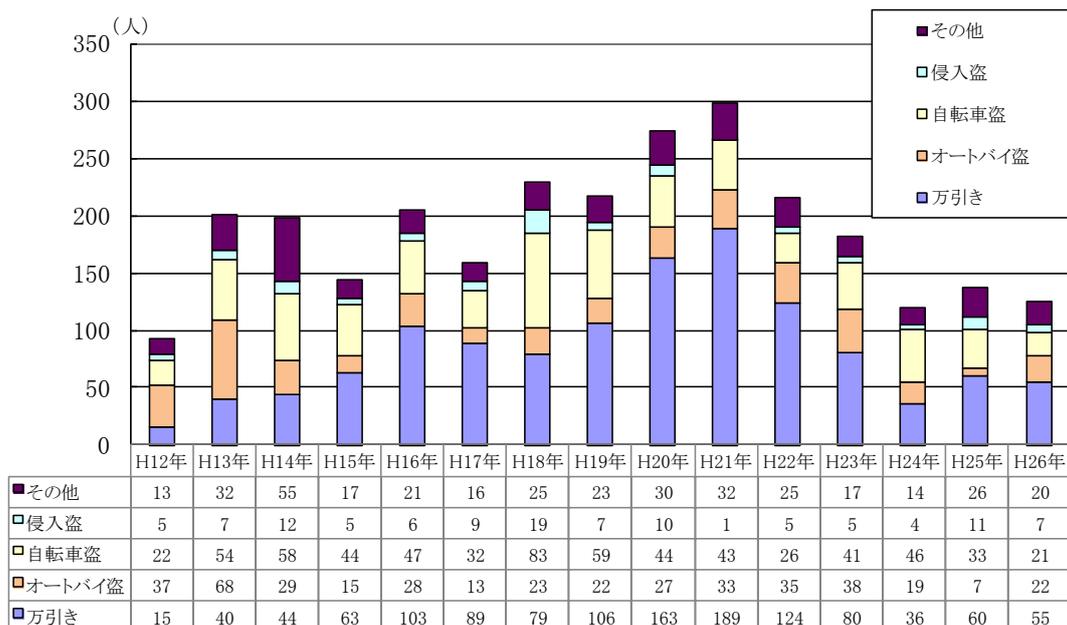
2. データ

(1) 年別補導総数の推移(豊橋警察署管内)



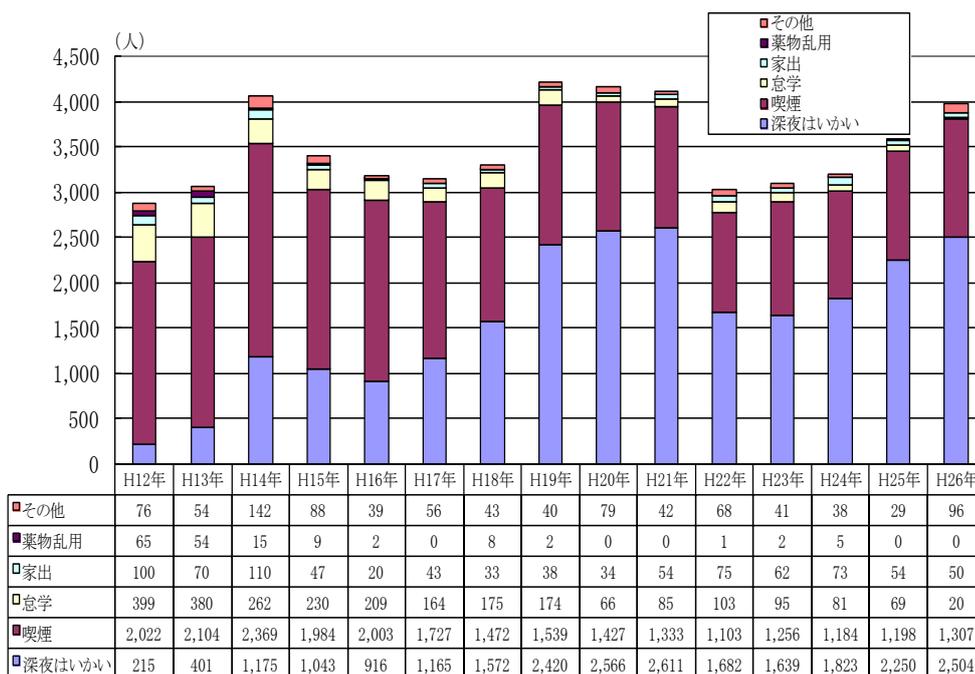
出典: 少年愛護センター

(2) 窃盗犯非行少年数(手口別)の推移(豊橋警察署管内)



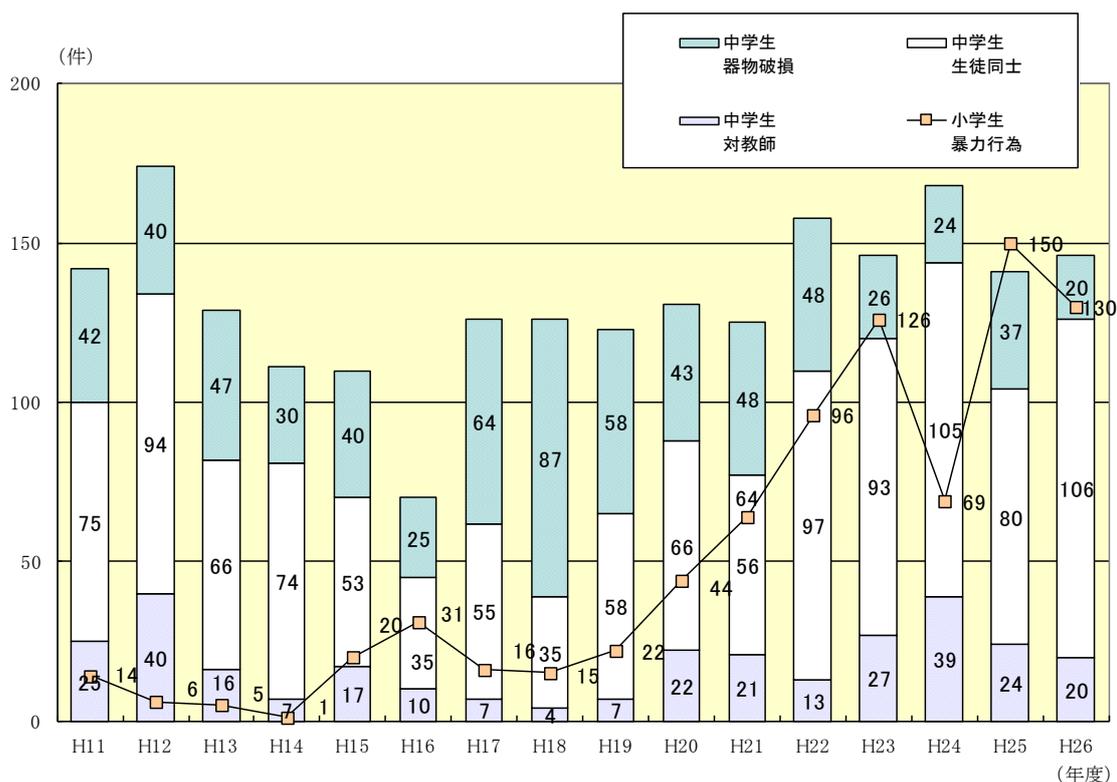
出典: 少年愛護センター

(3) 年別ぐ犯・不良行為少年数の推移(豊橋警察署管内)



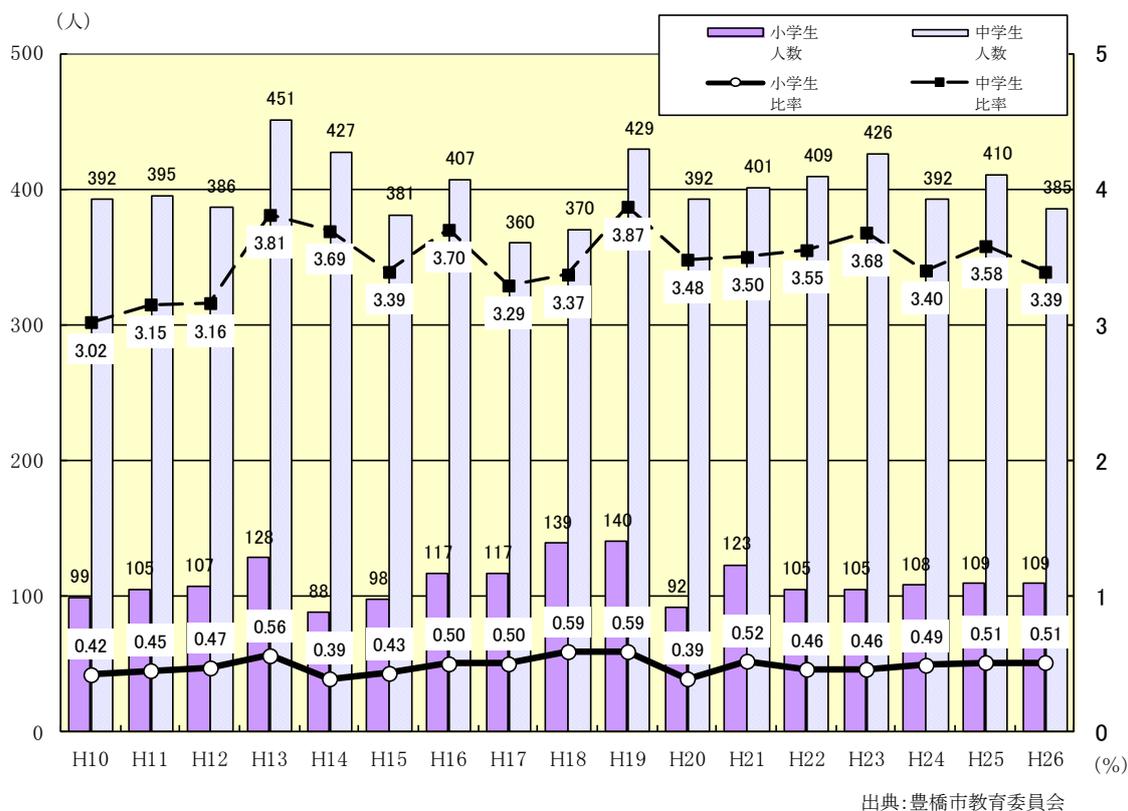
(出典:少年愛護センター)

(4) 市立小中学校暴力行為件数の推移

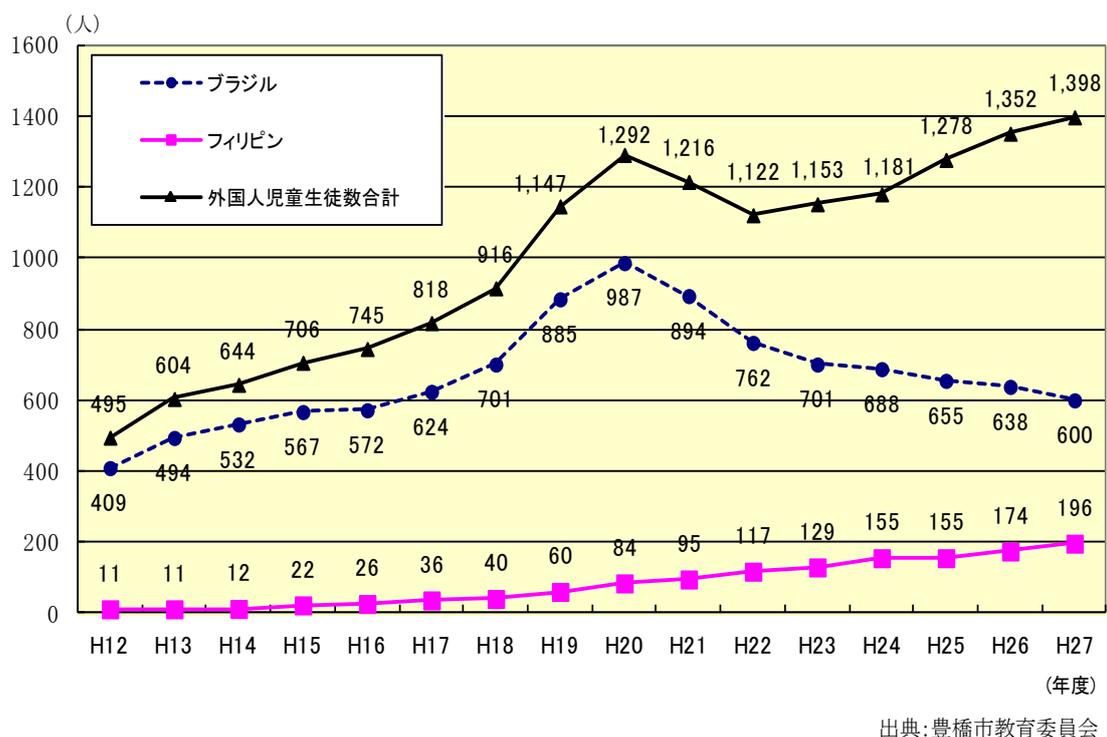


出典:豊橋市教育委員会

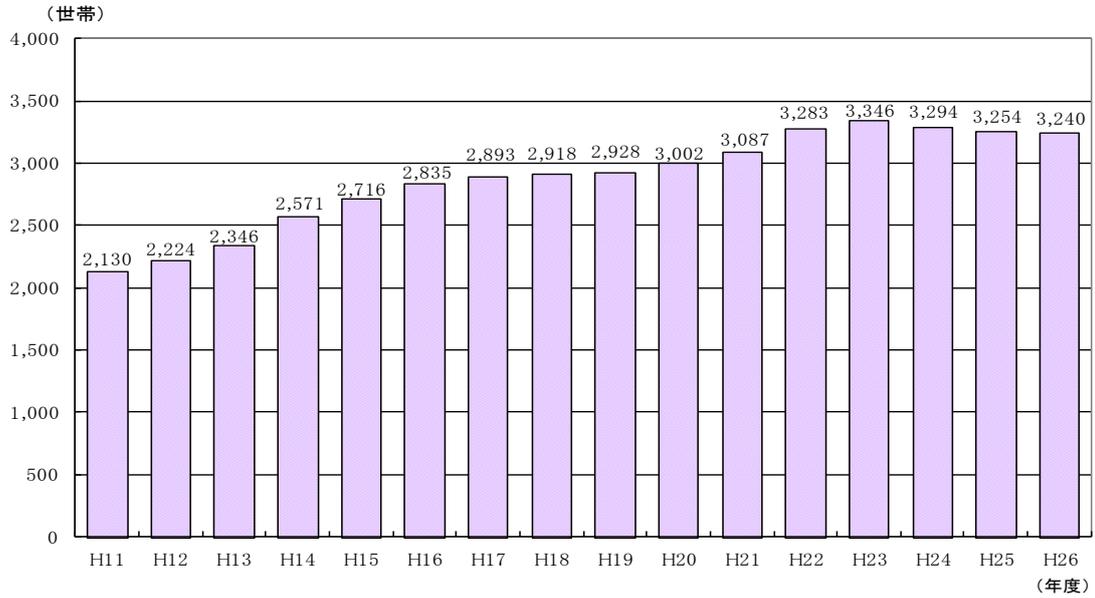
(5) 市立小中学校の不登校児童生徒(30日以上)の欠席者)数・比率の推移



(6) 市立小中学校外国籍(ブラジル、フィリピン)児童生徒数等の推移

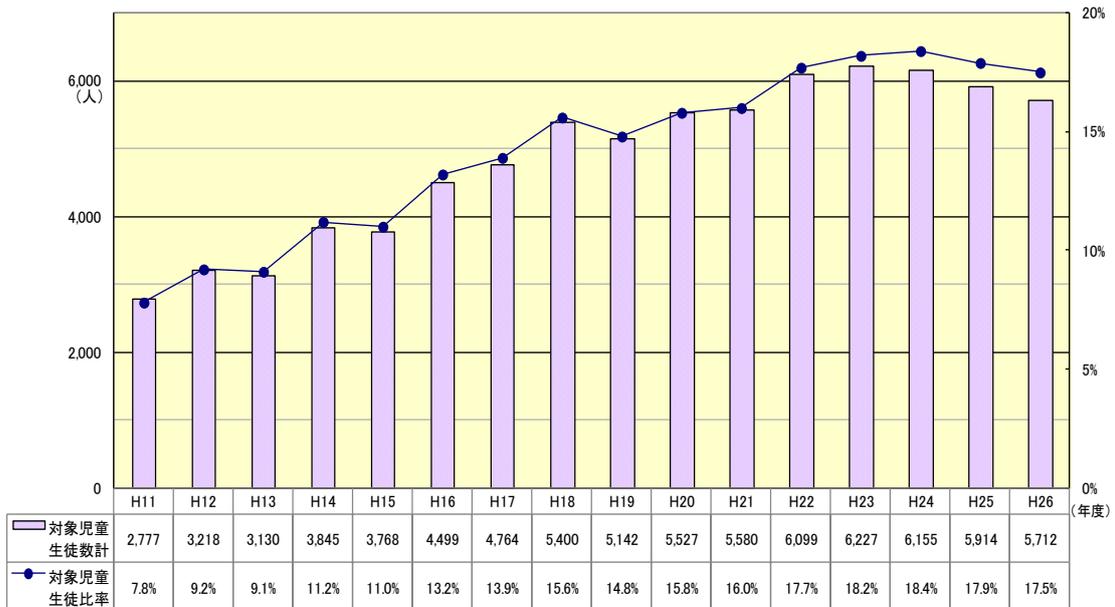


(7) 児童扶養手当受給世帯数の推移



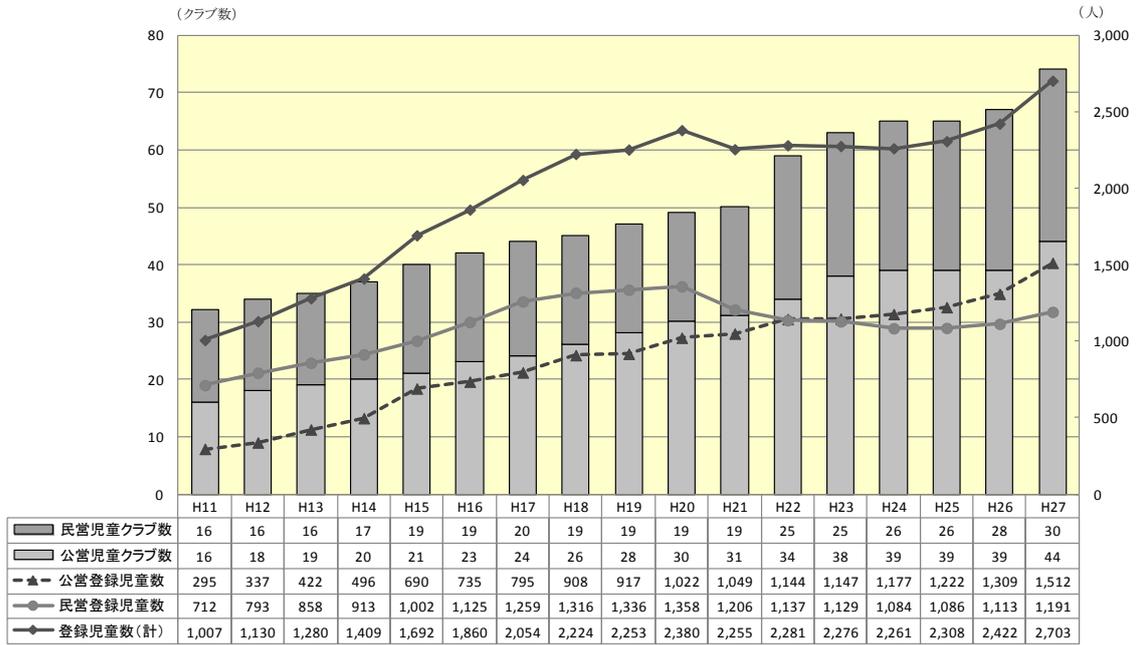
出典: こども家庭課

(8) 市立小中学校就学援助対象者数・比率の推移(全児童生徒数は各年5月1日現在)



出典: 豊橋市教育委員会

(9)豊橋市放課後児童クラブの推移（各年4月1日現在）



(出典:こども家庭課)

3. とよはし子ども・若者育成プラン見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 とよはし子ども・若者育成プラン(改訂版)案を策定するにあたり、豊橋市子ども・若者育成プラン見直し検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)とよはし子ども・若者育成プラン(改訂版)案の策定に関すること。
- (2)その他必要な事項に関すること。

(検討委員会)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1)会長、副会長及び委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2)検討委員会は、会長が招集する。
- (3)会長は、会務を総理する。
- (4)会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(意見聴取)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 検討委員会の任期は、平成28年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、こども未来部こども未来政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

とよはし子ども・若者育成プラン見直し検討委員会

平成27年10月28日現在

区分	役職名	氏名
会長	愛知大学 地域政策学部教授(学識経験者)	西村 正広
副会長	豊橋市立小中学校校長会代表(豊橋市立東田小学校長)	鈴木 正之
委員	豊橋市民生委員児童委員協議会 会長	光嶋 隆一
	豊橋市少年愛護センター補導委員会 会長	林 順美
	豊橋市立豊橋高等学校 校長	花井 和志

(順不同、敬称略)

4. 用語の説明

あ あいち子ども・若者育成計画 2010

21世紀を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援するため、愛知県青少年問題協議会の提言(平成21年11月)に基づき、策定された計画。計画期間は平成22年から平成31年度までの10年間。

ESD

児童生徒一人ひとりが環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題に対して、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、児童生徒一人ひとりを育成する教育活動のこと。また、ユネスコスクールは、ESDの推進拠点としての位置づけであり、豊橋市では小中学校全74校が加盟している。

一体型・連携型の放課後児童クラブと放課後子ども教室

一か所で子ども教室の取組みと児童クラブ事業を行う一体型と子ども教室の活動場所に他の場所にある児童クラブの児童が参加する連携型がある。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人同士のつながりを電子化し、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

NPO

「Non-Profit Organization」の略で、通常、民間非営利組織と訳されている。社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの民間の非営利活動団体のこと。

オレンジリボン

児童虐待防止運動のシンボル。オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められている。

か 外国人児童生徒対応スクールアシスタント

本市独自の施策として、国際教室における指導補助、通訳や翻訳等のために、外国人児童生徒の在籍状況に応じて小中学校に配置される有償ボランティア。

家庭の日

昭和30年鹿児島県鶴田町より始まった、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭でのふれあいを大切にする取組み・運動のこと。本市では、家庭の日を進めるとともに毎年2月を「家庭の日市民運動」強調月間としている。

キャリア（生き方）教育

社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養い、社会人・職業人として自立していくことができるようにする生き方教育。

教育支援コーディネーター

様々な問題を抱える子どもや保護者に対して、関係機関や学校との連絡・調整を進め、問題の解決に向けた支援を行うため、豊橋市では平成26年度より配置している。教育会館の教育相談部門を統括する役割も担っている。

くすのき相談センター

豊橋市立くすのき特別支援学校の中にあり、特別支援教育における授業づくりの支援や教材開発など、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校及び高等学校に対するセンター的機能を果たす役割を担う。

ぐ犯少年

少年(20歳未満の者)のうち、将来、犯罪行為をするおそれがあると特に判断される少年。少年法第3条の3に定義される少年の通称。

か 子ども・若者育成支援推進法

教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的とした法律。

子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第8条第1項に基づく、子ども・若者育成支援推進大綱。

子ども会議

子どもの人権を尊重し、子どもが主役という観点から子どもたちが自由に意見交換等をする場。

子供の貧困対策に関する大綱

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すための子どもの貧困対策の基本的な方針。平成26年8月に閣議決定。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた法律。

こども発達センター

子どもの成長発達を支援する療育システムの拠点となる施設。相談部門、医療部門、通園事業部門で構成。平成22年4月設置。

さ JKビジネス

女子高生(JK)による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

児童虐待

子どもの心や身体を傷つけ、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えること。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。

小中一貫「英会話」カリキュラム

英会話のできる豊橋っ子を育成するために、全国に先駆け小学校3年生から中学校3年生までの7年間にわたって「英会話」の授業で扱う題材や活動を児童生徒の発達段階に応じて系統的に配置した一貫性のある教育カリキュラム。

少年愛護センター

青少年の健全育成と非行防止のため、補導活動、相談活動、広報・啓発活動、環境浄化活動、健全育成活動を行う組織。

情報モラル

「情報化社会で適正な行動を行うための基になる考え方と態度」のこと。人権や知的財産権など自他の権利の尊重や危険回避など、情報化社会での行動に責任をもつ教育が求められている。

青少年健全育成のつどい

11月の「子ども・若者育成支援市民運動強化月間」の一環として、市民へ青少年健全育成活動の啓発を行う行事。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルにあわせて様々なスポーツに親しむことができる地域密着型のスポーツクラブ。地域住民により自主的・主体的に運営されている。

た 地域いきいき子育て促進事業

地域の自主的な教育力を向上させるため、校区市民館を中心に開催されている伝統文化の伝承や工作など、子どもの健やかな成長に資する教育活動事業。

た 地域教育ボランティア制度

子どもの教育環境を充実させることを目的として、地域住民が学校の教育活動にボランティアとしてかかわっていく仕組みのこと。学校と地域を結ぶコーディネーターの養成が急務となっている。

地域教育リーダー養成事業

地域での講座、イベント等を活性化させるための具体的な手法を学ぶことができるプログラムを提供し、継続的な教育活動を地域で主体的に考え実践することができるリーダーを養成する事業。

中学生による非行防止体験活動

中学生自身が地域の補導委員とともに街頭啓発活動を体験することで、非行防止に対する意識の高揚を図る取り組み。

つどいの広場

0～3歳児とその親の交流や相談を行う場で、市内4か所で実施している。

登録バイリンガルボランティア

小中学校に在籍する外国人児童生徒への指導効果を高めるために配置している、数か国語の会話ができる有償ボランティア。

豊橋市子ども・子育て応援プラン

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画。平成27年3月に策定。

豊橋市子ども・子育て会議

豊橋市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定された(努力義務)ことから、条例に基づいて設置された附属機関で、子どもの保護者や関係者の意見を聴きながら、子どもが主体となって学び育つことができる子育て支援対策を協議し、子ども・子育て応援プランに反映したり、計画の実施状況を調査・審議する組織。

豊橋市子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を抱える子ども・若者を効果的かつ円滑にサポートするために、関係支援機関・団体等が行う支援を調整する協議会。

豊橋市子ども・若者総合相談窓口

子ども・若者育成支援推進法に基づき設置された39歳までの子ども・若者からのあらゆる相談を受ける窓口であると同時に、子ども・若者支援地域協議会の中に位置づけられた関係機関をつなぐハブ的な役割をもつ機関。

豊橋市青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)を基に条例で設置している協議会で、主に青少年の指導、育成、保護に関する重要事項等を調査審議する。

豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会

豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会設置要綱に基づき設置され、要保護児童等にかかわる関係機関の代表者と情報交換、連携、意識啓発などに関することを協議する。

豊橋市立くすのき特別支援学校

愛知県立豊川特別支援学校の過大規模の解消と東三河地域の特別支援教育の推進を目的とした、本市が初めて設置した知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校。

とよはし総合相談支援センター

障害者が身近な場所で安心して生活を営むため、就労支援をはじめ総合的な相談業務を行う基幹型相談支援センター。豊橋市総合福祉センター(あイトピア)内で実施している。

とよはし若者サポートステーション

ニート等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう1人でも多くの若者を就職に結びつけるとともに、就労後のフォローアップを通じて早期離職を防ぐことを目的とした厚生労働省の委託事業。

な ニート

15～34歳の非労働力人口(失業であり求職活動を行っていない者)のうち、通学、家事を行っていない者。若年無業者。

は ひきこもり

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困線)に届かない人の割合。厚生労働省調査によると、子どもの貧困率は昭和60年は10.9%だったが、平成24年は過去最悪の16.3%となり、およそ6人に1人が貧困という結果。

不良行為少年

非行少年には該当しないが警察に補導される(飲酒、喫煙、けんかなどの)行為をしている少年。

放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行う場所。

放課後児童クラブ

仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として設置されたクラブで公営と民営がある。

ま 無線LAN

「Local Area Network」の略で、無線でデータの送受信を行なう構内通信網のこと。

や 幼児ふれあい教室

就学前までの子どもと保護者を対象に、リズム体操などのふれあい遊びや育児について学ぶことができるもの。

ら ライフステージ

人の生涯にわたる発達を年齢的特徴によって各時期(乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期など)で捉え、それぞれの時期の段階をさす。

わ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが自らの希望に沿う形で「仕事」と、家庭生活、地域活動、自己啓発など「仕事以外」の様々な活動と調和がとれた状態。